

第 1 5 6 0 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 3 0 年 2 月 2 1 日
自	1 0 時 0 0 分
至	1 4 時 2 5 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

- 第 22 号 島根県公立学校教育職員人材育成基本方針について (学校企画課)
第 23 号 島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針の策定について (学校企画課)
第 24 号 学校教育法施行細則の一部改正について (学校企画課)
第 25 号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について (学校企画課・特別支援教育課)
第 26 号 就学奨励費取扱規則の改正について (特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

－非公開－

(議決事項)

- 第 27 号 平成 30 年度教育委員会事務局等職員 (管理職) の定期人事異動 (教育職員関連分) について (総務課・学校企画課)
第 28 号 平成 30 年度県立学校教育職員 (管理職) の定期人事異動について (学校企画課)
第 29 号 平成 30 年度市町村立小中学校等教育職員 (管理職) の定期人事異動について (学校企画課)
第 30 号 平成 31 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

- 第 18 号 非常勤講師の特別休暇について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

- 第 89 号 平成 29 年度 2 月補正予算案 (追加上程分) の概要について (総務課)
第 90 号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について (保健体育課)

————— 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、議決第27号～第30号、協議第18号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
竹下教育指導課管理監	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題、報告第90号
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
吉本福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
岩田総務課予算経理グループリーダー	報告第89号
安部学校企画課課長代理	協議第18号
中西学校企画課企画幹	議決第27号～第30号
堀学校企画課企画幹	議決第27号～第30号、協議第18号
川上学校企画課企画幹	議決第30号、協議第18号
志波学校企画課企画幹	議決第30号
村上学校企画課企画人事主事	議決第30号
瀧学校企画課企画員	協議第18号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 10時00分

公 開	議決事項	5 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

(議決事項)

第 22 号 島根県公立学校教育職員人材育成基本方針について (学校企画課)

○福間学校企画課長 議決第 22 号島根県公立学校教育職員人材育成基本方針についてお諮りする。

資料 1 ページをご覧いただきたい。1 月 30 日の教育委員会会議において、教育職員育成指標を取り込んだ教育職員人材育成基本方針についてご協議した。その協議内容をもとに検討し、案を作成したところである。

添付の資料をご覧いただきたい。前回の案では「おわりに」で述べていた人材育成基本方針を作成した思いを、目次の次のページに移動した。本県の教育職員にこの思いを伝えるため、最初に述べて強調したいと考えている。

その他の内容については、前回の案からの変更はない。なお、4 ページから 5 ページの育成指標について、読みやすくするため、若干、字のポイントを大きくした。これ以上大きくすることは難しいため、ホームページ等に掲載する際には、以前ご覧いただいた A 3 版の表のような、読みやすい表も同時に示すことにしたい。

なお、本日の教育委員会会議で議決いただければ、3 月から周知を図っていきたいと考えている。

○藤田委員 目次の次のページについては、最初はなぜここに移動したのかと思っていたが、説明を聞いて理解できた。

○鴨木教育長 学校企画課長の説明を若干補足すると、この基本方針の周知は現場の教員約 8,000 名に対して行うことになる。そのため、印刷した紙媒体による周知方法はなじまないと思っており、具体的には学校現場の各パソコンから電子媒体のファイルをご覧いただくことになる。そういったことから、パソコン画面上での見やすさを優先し、このような配列としている。

○真田委員 目次の次のページよりも、表紙のサブタイトルの下へ入れてはどうか。

○鴨木教育長 パソコン画面上で見ることを考えた際、最後のページまでたどり着くのは大変であることから、一番大事なメッセージを最初に見ていただきたいという趣旨でこの位置へ移動したものである。真田委員のご意見のとおり、表紙に入れる方法もあるかと思う。周知にあたっての表現方法の工夫は、事務局で検討していただきたい。

――原案のとおり議決

第 23 号 島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針の策定について（学校企画課）

○福間学校企画課長 議決第 23 号島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針の策定についてお諮りする。

資料 2 ページをご覧ください。先ほど、教育職員の人材育成基本方針について議決いただいたところであるが、県費負担教職員である小中学校等事務職員に対しての人材育成基本方針は、これまで策定していなかった。そこで新たに策定について、お諮りするものである。

昨年 4 月に学校教育法が改正され、事務職員の職務が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」となり、教育職員と同じ表現になった。事務職員の人材育成基本方針を策定するため、昨年 5 月より各市町村教育委員会を訪問調査し、それを踏まえて基本方針の案を作成した。また、作成した原案について、現場の学校事務職員や管理職等の教職員からの意見も聴取し修正した。

添付の資料をご覧ください。構成は、教育職員の人材育成基本方針と符合したものになっている。目次の次のページに、教育職員と同様に基本方針を作成した思いを述べるとともに、学校事務職員だけでなく、管理職をはじめすべての教職員が、学校事務職員の果たす役割について理解を深める必要性を述べている。

1 ページ、「はじめに」についてであるが、現状として事務職員の標準的職務表策定や、事務グループ活動とそれを運営する事務リーダーの設置を挙げている。課題としては、約 6 割の比較的経験の浅い職員の系統的な育成、さらに事務リーダーはもとより次を担う中堅職員の育成を挙げている。

続いて、学校教育法にいう「事務をつかさどる」については、学校事務職員が総務・財務等に通じる専門職として、主体的・積極的に校務運営に参画することを目指していること、また学校運営への主体的な参画により、「チームとしての学校」においてその専門性をもって校長を補佐することが期待され、そして管理職がその重要性を認識することが必要であるとしている。

また、教育の質の向上という観点では、学校事務職員が教育活動を理解し、他の教職員とコミュニケーションを図りながら、教育を担う当事者として提案していくこと、更に学校事務の共同実施について、島根県の事務グループが支援組織としての機能を発揮すること、そのため事務リーダーが事務グループをマネジメントしていく能力が必要であるとしている。

これらを踏まえ、キャリアステージに応じた資質能力を育成するため、学校事務職員に求める姿として、人材育成の基本理念を「学び続ける学校事務職員」とするものである。

2 ページには、学校事務職員の成長イメージを図で表現した。キャリアステージにおいて育成する資質能力として、主事は学校事務に必要な知識技能の習得、主任主事

は課題解決へのコミュニケーション能力、主任は課題解決への主体的実践力、事務主幹は専門的立場からの学校運営参画や学校内外での調整力、事務リーダーは所属校や事務グループにおける業務改善や資質能力向上への指導力を挙げている。また下段は、定型業務としての給与・旅費、予算執行、福利厚生等や、参画すべき学校運営業務としての財務等マネジメントや連絡調整等を示している。それぞれの職階・キャリアステージに応じてだんだんと学校運営業務が増していく。学校事務職員も学び続け、スキルを高めていくことを表している。学校事務職員は、1校に一人若しくは二人配置されており、近隣の数校で事務グループを作り、事務グループのマネジメントは事務リーダーが行っている。また、それらの業務全体が、学校教育目標の実現に向けたものであることを、右向きの矢印で表現している。

3ページは、学校事務職員の育成指標である。資質能力に挙げた5点は、教育職員と同一である。キャリアステージにおいて求められる育成指標を表にまとめた。2番目の職務にかかわる専門的知識・技能・態度においては、迅速・正確な事務から企画・提案能力へ、そして指導助言する力へ能力が高まっていくようにした。また、3番目の組織の一員として考え行動する意欲・能力においては、上段には所属校での参画を、下段では事務グループ活動での役割をまとめている。全体に、主事や主任主事では意欲や理解を、事務主幹や事務リーダーには提案や企画力・調整力を求めるような形で構成している。

4ページには、育成に係る五つの基本方針と、育成する場としての学校における校内研修OJTや事務グループでのOJT、それを支える教育委員会の取組を表現した。

5ページからは、五つの基本方針に関する主な取組を挙げた。教育職員の人材育成基本方針と比較すると、方針3の「事務グループ活動の支援」、方針5の「新規採用者の支援」は、学校内で同職種は一人という特殊性を意識したものである。

7ページには「おわりに」として、この人材育成基本方針策定によって期待することをまとめている。事務職員が単に事務を行うだけではなく、企画会等にも参画し、意欲を持って学校運営に参加する、また管理職を中心に教職員も事務職員の役割について理解を深めてほしいという気持ちを込めて作成したものである。

今後の予定としては、3月に各市町村教育委員会へ、4月以降には管理職研修や教育センターの出前講座等で学校現場へ周知を図っていきたいと考えている。

○森委員 事務グループに対する出前講座は、各事務グループが出前講座の開催を依頼することになるのか。それとも教育事務所が圏域内での出前講座を計画し、各学校へ参加を促すことになるのか。

○福間学校企画課長 事務グループの活動状況は、地域によって様々であるが、まずは開催要請がある事務グループへ出かけることになると思われる。それぞれの実情に応じて、出前講座だけではなく、様々な提案をしていくことになる。

○森委員 出前講座のPRは行うのか。

○福間学校企画課長 議決後、3月以降に、市町村教育委員会や管理職等へ説明を行

いたいと考えている。

○浦野委員 事務グループは、どのような構成であるか。

○福間学校企画課長 約5校で一つのグループを構成しており、1グループに1名から2名の事務リーダーが配置されている。県全体では、54グループある。

○真田委員 基本方針の2ページに、キャリアステージに応じた職務内容が示されており、非常に分かりやすい。このページのみで、大体的な内容が理解できるという印象である。市町村立学校の事務職員は、1校にほぼ1名であり、さらに20代から30代の経験年数の浅い職員が多いことから、今後この基本方針に沿って研修をしていくことが望まれる。なお、この方針と直接関係はないが、高校卒業後すぐに採用された職員は、学校に事務職員が自分一人であるため非常に苦勞すると聞く。例えば、退職した事務職員を非常勤嘱託職員等として配置し、気軽に相談ができる環境を整えるとよいのではないかと。また、そのあたりもご検討いただきたい。

○鴨木教育長 新規採用者支援について、基本方針6ページの方針5には、教育センター職員が学校を訪問する等と記載があるが、そこに限定されるのか、それ以外の補完的な支援体制を今後検討するのか、考えがあれば伺いたい。

○福間学校企画課長 学校事務職員は、市町村職員として採用されるため、県で対応可能なものとして、教育センター等の支援を挙げている。なお、新規採用職員は事務職員が複数の学校へ配置するなど、各市町村も配慮されていると思うが、実情として、できていないところもあると思われる。今後、市町村と協力し、まずは事務グループ活動により新規採用者を支えていくことを考えていきたい。

○出雲委員 非常に分かりやすくまとめられている。事務職員が1名の学校では不安に思うこともあるかと思うので、管理職にしっかり理解していただいた上で指導も行っていただくとよいのではないかと。思う。

○藤田委員 真田委員のご意見にもあったが、ベテランの事務職員を非常勤嘱託職員等として配置することを検討いただければと思う。隠岐では、事務職員が1名の学校がほとんどである。ベテランの事務職員が、新規採用の事務職員だけではなく、新規採用の教員を支える場合もある。優しく指導され、学校内で優しい雰囲気ができる。新規採用事務職員を、校長、教頭の管理職が支えるのはもちろんのことであるが、新規採用事務職員が管理職へ相談するのは緊張するのではないだろうか。先ほど、教育センター出前講座の活用の説明もあったが、教育センターへ依頼した時に対象者が一人でも来てもらえるのか、頼んだときにすぐ指導してもらえるのか等、遠方の地域であるとセンターの利用も難しいところがあると思う。ぜひ検討していただきたい。

○浦野委員 すべての教職員が学校事務職員の仕事を理解していきましようとして示されているところが、よいと思った。学校で一緒に勤めていても、事務職員は違う仕事をしているというイメージがあり、あまり理解しておらず、理解しようという気持ちもなかったもので、とても大切なことが記載されていると思った。

○鴨木教育長 小中学校の学校事務職員の人材育成は、長年の懸案であった。年齢構

成も、学校の教育職員が 50 代に偏っているのと逆で、若い事務職員が多い。その中で、学校事務職員の人材育成の実情としては、事務職員同士が O J T の中で高め合う事務グループ活動が恐らく唯一のツールであった。現場の学校事務職員からもそれだけでは十分ではないので、もう少しシステムとして島根県内の学校事務職員の資質、能力の開発が図られるようなことをすべきではないかという提案を長らく受けてきたところである。

そのようなこともあり、島根県では現場の学校事務職員を、人事交流で県の教育委員会事務局の中に配置している。具体的には、各教育事務所の総務課、本庁総務課給与グループ、教育センター支援担当、さらに学校企画課人材育成スタッフでこの人材育成支援方針を取りまとめている担当者も学校事務職員である。現場で身をもって苦勞してきた学校事務職員が支える側に回り、教育センターで現場の支援を行い、学校企画課でこの人材育成方針をまとめている。そういう意味から言うと、まさに現場のニーズ、実情、苦勞の中でこの基本方針が練り上げられてきた。学校事務職員の長年の悲願が一定程度この形に結実したのではないかと感じている。

各委員からご指摘があったように、このことを各学校の管理職、教育職員がよく理解し、チーム学校の一員として学校事務職員が更に伸びていけるように、学校全体の取組の中でこの基本方針の具現化を図ってもらいたいと考えている。

さらに、学校事務職員の O B、O G の方々が支援する側に回ることができないのかという点については、引き続き検討していく必要があるのではないかと感じたところである。

――原案のとおり議決

第 24 号 学校教育法施行細則の一部改正について（学校企画課）

○福間学校企画課長 議決第 24 号学校教育法施行細則の一部改正についてお諮りする。

資料 3 の 1 ページをご覧いただきたい。県内に市町村立の義務教育学校が設置されることに伴い、前々回の教育委員会会議で関係条例の改正案についてご報告したが、提案理由にあるとおり今回は教育委員会規則である学校教育法施行細則の一部改正についてお諮りするものである。

改正の内容は、本細則に義務教育学校に係る 1 章を加える。具体的には、資料 3 の 2 ページ、3 ページをご覧いただきたい。表の左側が改正後であるが、「第 3 章の 2 義務教育学校」を加える。「第 15 条の 2」を新設し、「第 13 条の規定を準用する」としている。また、従来の規定のうち「小学校及び中学校」「小学校または中学校」

という語句について、「義務教育学校」を加えるよう改めている。

様式については、資料3の4ページ以降であるが、同様の改正に加え、例えば様式第1号については従来の1学年から6学年という表現から、九つの学年を自由に記述できるように、様式を改正している。

なお、施行期日については公布の日としており、今回議決いただければ次の県報登載日である3月2日頃となる。

――原案のとおり議決

第25号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

○津森県立学校改革推進室長 議決第25号県立学校の組織編制に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料4の1ページをご覧いただきたい。改正理由は、28年度に実施した県立高等学校の入学定員減と学科改編の学年進行に伴って30年度の学科及び学級区分ごとの定員を定めるため、さらに昨年12月に議決いただいた30年度の特別支援学校高等部の学級数増減に応じた定員を定めるためである。

改正内容であるが、資料にあるとおり(1)の高等学校においては、28年度に学級減を実施した松江北高校、松江南高校、江津工業高校の第3学年の定員を改める。また、江津工業高校については、学級減に伴って学科改編も同時に行っているため、第3学年の定員を改めるものである。(2)の特別支援学校高等部においても、28年度から30年度の入学定員に基づいて、第1学年から第3学年の定員を改める。

改正案については、資料4の2から4の5ページの新旧対照表のとおりである。施行日は平成30年4月1日である。

――原案のとおり議決

第26号 就学奨励費取扱規則の改正について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 議決第26号就学奨励費取扱規則の改正についてお諮りする。

資料5の1ページをご覧いただきたい。就学奨励費取扱規則については、特別支援

教育就学奨励費の取扱を定めた教育委員会規則である。特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学校の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について、県が保護者等に就学奨励費を支給し、その半額について国から補助を受ける事業である。

1の改正理由であるが、この特別支援教育就学奨励費に係る事業は、これまで、国の定める交付基準や支給事務の取扱を準用し実施してきた。こうした運用実態を踏まえた上で、事務手続きについて、改めて就学奨励費取扱規則の中で規定することとし、所要の改正を行うものである。2の改正内容であるが、具体的には資料5の2ページをご覧いただきたい。左が改正後、右が改正前である。第3条から第5条までを新設する。ここでは、就学奨励費負担金及び補助金の交付の目的、交付の対象である事務の内容及びその交付率について規定している。また、第6条から第9条までは、交付申請から決定までの事務手続きを整理するとともに、使用する様式を改正している。

施行日は、平成30年4月1日である。

―――原案のとおり議決

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第27号 平成30年度教育委員会事務局等職員(管理職)の定期人事異動(教育職員関連分)について(総務課・学校企画課)

―――原案のとおり議決

第28号 平成30年度県立学校教育職員(管理職)の定期人事異動について(学校企画課)

―――原案のとおり議決

第 29 号 平成 30 年度市町村立小中学校等教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企画課）

――原案のとおり議決

第 30 号 平成 31 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について（学校企画課）

――原案のとおり議決

（協議事項）

第 18 号 非常勤講師の特別休暇について（学校企画課）

――資料に基づき協議

（報告事項）

第 89 号 平成 29 年度 2 月補正予算案（追加上程分）の概要について（総務課）

○仁科総務課長 報告第 89 号平成 29 年度 2 月補正予算案（追加上程分）の概要についてご報告する。

資料 11 の 1 ページをご覧ください。県議会の中日である 3 月 7 日に提案をされる補正予算である。平成 29 年度の決算に向けて最終の補正を行うものであり、事業の実績見込みによる補正である。

全体概要であるが、全体で 5 億 5,500 万円余の減額である。課別の補正額及びその主な理由については、資料 11 の 2 ページをご覧ください。総務課は 2 億 2,000 万円余の増額である。職員給与費について諸手当を含めて実績見込で補正するものである。教育施設課は 3,500 万円余の減である。高等学校、特別支援学校校舎等整備事業等大規模修繕事業の実績見込み等によるものである。学校企画課は、2 億 3,200 万円余の減である。小学校スクールサポート等の非常勤講師の人件費、高等学校等就学支援事業費等の実績見込みによるものである。教育指導課は、約 5,000 万円の減である。

学力育成事業や悩みの相談事業などの実績見込みによる減である。特別支援教育課は3,500万円余の減である。非常勤講師人件費や特別支援教育就学奨励費の実績見込みによるものである。文化財課は3億8,000万円余の減である。埋蔵文化財調査センターで実施している発掘調査受託事業費の減によるものである。

次に繰越明許費予算である。追加分の高等学校校舎等整備事業費は、出雲工業校舎等整備に係る損失補償交渉の遅れによるもの、また歴史遺産保存整備事業費については、安来市富田城関連の用地買収の遅れ等によるものである。変更分の教育財産の維持管理費については、昨年9月にご報告した横田高校ホッケー場の人工芝の改修による繰り越しに加えて、浜田水産高校がけ地落石対策費についても繰り越すことになったことによる変更である。

―――原案のとおり了承

第90号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について（保健体育課）

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 14時25分